

スポーツ振興事業助成 ＜会計処理の手引（26年度用）＞



スポーツ振興くじ助成事業



スポーツ振興基金助成事業

平成26年3月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

目 次

1. 助成事業（活動）の経理		② 旅費、渡航費、滞在費	
（1）区分経理	3	（1）旅費支給規程の決定	25
（2）支出内容を証する書類の整理・保存	4	（2）旅行の命令・依頼	25
＜支出内容を証する提出書類一覧表＞	5	（3）旅費の支払	25
（3）事業収入	7	（4）旅行完了の確認	28
（4）事業支出	7	○ 栄養管理プログラムを行う場合の 宿泊料について	28
2. 助成対象経費の支払		③ スポーツ用具費、備品費、消耗品費	
（1）助成対象経費の処理	9	（1）物品の調達（購入）について	29
（2）支払方法	9	（2）見積書の徴取	30
3. 助成対象経費の執行		（3）契約の締結	30
① 諸謝金		（4）調達物品の納入・検査	31
（1）謝金支給規程の決定	11	（5）請求書の受理	31
（2）労務の依頼・承諾	11	（6）物品代金の支払	31
（3）労務の従事確認	12	＜検査調書（例）＞	33
（4）謝金の支払	12	④ 借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費、 雑役務費	
（5）源泉徴収税の納付	13	（1）役務の提供について	34
＜参考＞源泉徴収税	14	（2）見積書の徴取	34
＜講師等依頼文書（例）＞	17	（3）契約の締結	35
＜承諾書（例）＞	18	（4）完了報告・検査	35
＜銀行振込依頼書（例）＞	19	（5）請求書の受理	35
＜支払明細書（例）＞	20	（6）請負代金の支払	36
＜従事時間確認簿（例）＞	21		
＜領収書（例）＞	23		
＜代理受領委任状（例）＞	24		

⑤ 賃 金		⑧ 補助金、交付金	
(1) 雇用条件の決定	37	(1) 間接助成事業者に対する補助金等の 交付について	63
(2) 雇用	38	(2) 補助金等の交付要綱の作成	63
(3) 勤務時間の管理	39	(3) 補助金等の交付決定	63
(4) 賃金の支払	39	(4) 補助金等の額の確定	64
＜クラブマネジャーの雇用条件（例）＞	41	(5) 補助金等の交付（支払）	64
＜雇用契約書（例）＞	42		
＜作業日報（例）＞	43		
		⑨ 工事費、附带設備費、設計監理費	
⑥ 会議費		(1) 工事請負契約について	65
(1) 会議費に支給する飲料等	44	(2) 附带設備費について	66
(2) 会議出席者数の確認	44	(3) 設計監理費について	66
(3) 飲料等の購入（調達）	44	(4) 業者の選定について	67
(4) 議事録の作成	44	(5) 工事の完了・検査	68
		(6) 設計管理費・工事費の支払について	68
⑦ 委託費（事務委任）		(7) その他	68
(1) 委託について	46		
(2) 事業計画書（又は企画書）の徴取	46	4. 財産管理	
(3) 契約の締結	46	(1) 財産の管理等	69
(4) 完了報告・精算	47	(2) 財産処分の制限	69
(5) 請求書の受理	47	(3) 財産管理台帳の作成・保存	71
(6) 代金の支払	47	(4) 財産処分の申請・承認	71
＜事務委任（例）＞	48		
＜委託契約書（例）＞	49		

※スポーツ振興基金助成事業（アスリート助成（仮称）を除く。）、競技強化支援事業及びスポーツ振興くじ助成事業における助成事業者は、本手引に沿った会計処理を行うこと。

※本文中の要綱要領については、略称表記とする。

競技強化支援事業助成金交付要綱	競技強化交付要綱
競技強化支援事業助成金実施要領	競技強化実施要領
スポーツ振興基金助成金交付要綱	基金交付要綱
スポーツ振興基金助成金実施要領	基金実施要領
スポーツ振興くじ助成金交付要綱	くじ交付要綱
スポーツ振興くじ助成金交付実施要領	くじ交付実施要領

1. 助成事業（活動）の経理（競技強化交付要綱第20条・競技強化

実施要領第13条、基金交付要綱第21条・基金実施要領第13条、くじ交付要綱第22条・くじ交付実施要領第12条）

（1）区分経理

交付される助成金の経理は、その用途を明確にしなければなりません。

そのため、助成金交付額の算定基礎となる「助成事業（活動）に要する経費（助成対象経費及び助成対象外経費）」は、他の経理と区分して行うこととなります。

※団体の運営に係るすべての経費（事務経費、事務所賃料など含む）を計上するわけではありません。

ア 専用口座の開設

助成事業（活動）者（地方公共団体を除く。）及び間接助成事業者は、金融機関に助成事業（活動）専用の口座を開設するとともに、助成対象事業の収入・支出については、専用口座を活用してください。口座の開設に当たっては、スポーツ振興くじにご協力いただいているお近くの toto 取扱い信用金庫を是非ご利用ください。

toto 取扱い信用金庫は以下のホームページをご確認ください。

⇒http://www.e-map.ne.jp/p/totomap/?link_id=chizu0

イ 収支簿の作成・保管

助成事業（活動）に要する経費の経理は、他の経理と区分した収支簿（要領別記様式）を作成し、助成金の用途を明確にしてください。収支簿には、収支簿ナンバー、入出金日、取引先、内容、経費区分、種別（現金又は振込）、金額（支出額の場合は、助成対象経費、助成対象外経費の別など）及び差引残高を記載するとともに、団体の会計帳簿と収支簿の整合性が取れるよう会計処理を行ってください。

収支簿は、助成年度の翌年度から5か年度保管してください。

なお、収支簿は、必要事項が不足なく記載されている場合は、助成事業（活動）者又は間接助成事業者において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えありません。（なお、対象経費のほか、対象外経費も記載されている必要があります。）

(2) 支出内容を証する書類の整理・保存

助成対象事業に要する経費の支出を証する書類は、収支簿に記載された順番に整理して助成年度の翌年度から5か年度保管してください。

支出内容を証する書類は、支出内容を証する提出書類一覧表及び競技強化実施要領第13条第2号、基金実施要領第13条第2号、くじ交付実施要領第12条第2号のとおりです。

なお、会計検査院等に当該書類の原本を提出する場合等、原本を保存することが困難である場合は、その写に”原本は会計検査院に提出”などの事由を記載の上、保存してください。また、上記書類の保存制限期間中に助成事業・活動者が解散する場合は、当センターにその旨連絡の上、解散する助成事業・活動者の代表者が引き継いで保存してください。

＜支出内容を証する提出書類一覧表＞

○については、基金助成事業については原本、くじ助成事業については写しを提出してください。
△については、該当する場合にのみ提出が必要です。

経理区分	実績（中間）報告時
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書） ○ 従事年月日・時間・内容などの内訳が分かる書類（従事確認簿など） 〔内訳が分かる書類で、確認が必要な項目〕 ・実施年月日 ・従事時間 ・従事内容 ・実施回数 ・謝金単価 ・支払明細 ○ 源泉徴収を行った場合は額納税払込書 <p>＜会議出席謝金の場合＞ △ 議事録（議事署名人の押印のあるもの）</p> <p>＜代理受領の場合＞ △ 委任状若しくは代理受領者と従事者の間で交わされた領収書</p>
旅費 渡航費 滞在費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書）…団体と旅行者の間で交わされたもの ○ 旅費支給額一覧など、行程の内訳が分かる書類（支払明細書） <p>＜旅行者に宿泊費を支給した場合＞上記○のついた書類に加え、以下の書類が必要です。 △ 銀行振込伝票（又は領収書）…旅行者と業者（宿泊施設など）の間で交わされたもの。 △ 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など）</p> <p>＜旅行会社等で切符等を手配した場合＞上記○のついた書類に加え、以下の書類が必要です。 △ 銀行振込伝票（又は領収書） △ 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など）</p> <p>＜代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合＞ △ 徴収したすべての見積書</p> <p>＜外貨による支払いの場合＞ △ 換算レートが分かる資料（外国為替計算書、両替計算書等）</p>
備品費 消耗品費 会議費 スポーツ用具費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書） ○ 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など） 〔内訳が分かる書類で、確認が必要な項目〕 ・購入した物 ・個数 ・単価 ○ 「基金シンボルマーク」又は「くじロゴマーク」等の表示が確認できるもの（スポーツ用具費等の場合） <p>＜代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合＞ △ 徴収したすべての見積書</p> <p>＜外貨による支払いの場合＞ △ 換算レートが分かる資料（外国為替計算書、両替計算書等）</p>
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票又は振込が確認できる書類 ○ 作業日報 ○ 支払明細書
借料・損料 印刷製本費 通信運搬費 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書） ○ 「基金シンボルマーク」又は「くじロゴマーク」等の表示が確認できるもの（印刷物等の場合） ○ 支払金額の内訳が分かる書類（施設からの請求内訳書など） 〔内訳が分かる書類で、確認が必要な項目〕 会場借料 ・使用施設名 ・使用年月日 ・単価 ・回数 ・使用時間 物品借料 ・物品名 ・個数 ・単価 印刷製本費 ・印刷物品名 ・部数 ・単価 通信運搬費 ・送付（運搬）物品名 ・個数 ・単価 雑役務費 ・役務内容 ・役務内容積算内訳 <p>＜指定管理施設に係る借料の場合＞ △ 指定管理契約に係る書類（条例、協定書等）</p> <p>＜代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合＞ △ 徴収したすべての見積書</p> <p>＜外貨による支払いの場合＞ △ 換算レートが分かる資料（外国為替計算書、両替計算書等）</p>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書） ○ 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など）（事務委任の場合は、経費内訳書） ○ 検収書（検査調書）等委託費の確定額が分かる書類（事務委任の場合は、額の確定通知書）
補助金 交付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書）…補助金などを支払ったことが分かる書類 ○ 間接助成金（補助金など）の確定額が分かる書類（補助金確定通知書など） ○ 間接助成事業に係る各経理区分に準じた提出必須書類
工事費 附帯設備費 設計監理費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行振込伝票（又は領収書） ○ 請求書 ○ 入札又は見積もり合わせの結果が確認できる書類 ○ 工事請負契約書 △ 変更設計書 ○ 完了報告書 ○ 検収書（検査調書） ○ 現場写真（スポーツ振興くじ助成の表示が確認できるものを含む。） △ 事業の実施結果やロゴマークを表示した印刷物やホームページの写し

【必要に応じ提出】

以下の書類について、提出必須ではありませんが、作成のうえ、団体に保管しておいてください。
(内容確認のため、提出を求める場合があります。)

経理区分	実績（中間）報告時
収入（全般）	・ 収入の内訳が確認できる書類
諸謝金	・ 委嘱状（依頼文書） ・ 承諾書 ・ 従事確認簿 ・ 旅費等を併せて支払う場合は、支払金額の内訳が分かる書類
旅費 渡航費 滞在費	・ 出張依頼（命令書） ・ 出張報告書 ・ 車を利用した場合の理由書等 ＜旅行会社等で切符等を手配した場合＞ ・ 契約書（100万円以上の契約の場合） ・ 納品書（同上） ・ 検収書（検査調書）（同上）
備品費 消耗品費 会議費 スポーツ用具費	・ 会議録（会議費のみ該当。日時、所要時間、場所、出席者、内容等が記載されたもの） ・ 支給物（飲料等）の数量が確認できる書類（参加者名簿等） ＜100万円以上の契約の場合＞ ・ 契約書 ・ 納品書 ・ 検収書（検査調書）
借料・損料 印刷製本費 通信運搬費 雑役務費	・ 配布先内訳（印刷物、送料等の場合） ＜100万円以上の契約の場合＞ ・ 契約書 ・ 納品書 ・ 検収書（検査調書）
委託費	・ 見積書（事務委任の場合は、事業計画書） ・ 仕様書（事務委任の場合は、実施要項） ・ 委託契約書（事務委任の場合は、委嘱通知書・承諾書） ・ 完了報告書（事務委任の場合は、事業完了報告書）
補助金 交付金	・ 間接助成金交付決定通知書

※提出の有無にかかわらず、全ての書類は助成事業者において、助成年度の翌年度から5か年度保管してください。

(3) 事業収入

事業収入は、助成事業（活動）の実施に起因して得られた収入のことです。 スポーツ振興くじ助成金（間接事業者の場合は助成事業者が交付する補助金等）はもちろん、参加者から徴収する参加料、企業からの協賛金・寄附金などのほか、概算払により交付された助成金に係る銀行預金利息も該当します。

収支予算書・収支計算書・収支簿には、これらの諸収入すべてを計上してください。

(4) 事業支出

事業支出は、助成事業（活動）の実施に要した経費で、助成対象経費と助成対象外経費の総額です。（原則として、実績報告時には支出が完了している必要があります。）

なお、事業（活動）実施期間（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）外経費は、平成26年度事業（活動）に要した経費とならないため、原則、助成対象経費及び助成対象外経費のいずれにも該当しない経費となります。

ア 助成対象経費

助成対象経費は、助成事業（活動）に直接必要な経費のみが対象となり、100%助成事業に要したことが明確でなければなりません。

助成対象経費と対象外経費との区別ができない経費の振込手数料は、助成対象外経費となります。

助成対象経費は、労務に対する対価（諸謝金、賃金）、従事者の国内外の移動及び滞在に要する経費（旅費、渡航費、滞在費）、会場や設備等の賃借等に要する経費（借料及び損料）、物品の購入に要する経費（スポーツ用具費、備品費、消耗品費、会議費）、役務の提供に対する対価（印刷製本費、通信運搬費、雑役務費）、事業の委任に要する経費（委託費）などに区分され、助成事業（活動）ごとに交付要綱別記により、それぞれ規定されています。

イ 助成対象経費限度額

アの助成対象経費は、各交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」により基準額が規定されており、助成対象経費に合致する内容の支出であっても、上記基準等に基づいて算出された額が助成対象経費の限度額となります。（限度額を超過した額は、助成対象外経費とはなりません。）

ウ 助成金の額

助成事業（活動）に係る助成金の額は、当該事業（活動）の各経費区分における助成対象経費限度額の合計額に、各交付要綱別記により規定された助成割合を乗じて得た額（千円未満切捨て）が上限額となります。

エ 助成対象外経費

助成事業（活動）に要する経費のうち、アの助成対象経費に該当しない経費はすべて助成対象外経費となります。

助成対象外経費であっても、助成事業（活動）に要する経費であることには変わりありませんので、助成対象経費と同様に適切に経理処理を行ってください。

<参考> 環境物品等の調達の推進について（グリーン購入法）

事業者及び国民は、物品を購入、借り上げや役務の提供を受ける場合は、できる限り環境物品等を選択するように努めることとされています。（法第5条）

助成事業の実施に関し、物品購入等の取引を行う際は、下記ホームページをご参照ください。

○環境省ホームページ（グリーン購入法.net）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
- 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い輩出される温室効果ガス等による環境への負担が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

（事業者及び国民の責務）

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

2. 助成対象経費の支払（競技強化交付要綱第20条・競技強化実施要領

第13条、基金交付要綱第21条・基金実施要領第13条、くじ交付要綱第22条・くじ交付実施要領第12条）

（1）助成対象経費の処理

助成対象経費の執行は、助成事業（活動）者が定めた会計諸規程等に基づいて、1（2）の書類により処理を行ってください。

（2）支払方法

助成対象経費の支払は、本邦の通貨（円）とし、以下を除き、銀行振込を原則とします。（助成金の管理の観点から、支払の相手方に銀行振込依頼書を提出してもらい、銀行振込による支払を行ってください。）

以下に該当しない場合において、現金により支出する場合には、助成対象経費となりません。

- スポーツ大会や発掘育成事業等の開催にあたり、謝金及び旅費の支払の相手方（運営補助スタッフや選抜された競技者等）の出欠及び労務時間を当日に確認し、速やかに支払わなければならない場合
- 会場借料等で銀行振込に対応しておらず、現金による支払を行う必要があるもの

なお、上記の場合で現金により支出する場合には、専用口座から支出金額を引き出して支払を行い、当該支払金額の領収書を徴取してください。（専用口座からの引出金額が複数の支払金額の合計額である場合は、内訳がわかるようにしておいてください。）※一定額の現金を出納管理する場合は、管理者を定め、現金出納簿（様式任意）を備え付け、必ず記入するとともにその理由を明示してください。

- 外国の通貨による支払
外国の通貨により支払を行わなければならない場合は、必要最低限の経費にとどめて下さい。

この場合の助成対象経費の額は、次のいずれかの外国為替（TTS）レートに

より算出してください。（1円未満切捨て）※当日の為替レートが確認できる書類を保存してください。

1) 現金で支払った場合は、領収書発行日付（現に支払った日）

2) 外国送金の場合は、支払日（取引日）

（参考）三菱UFJリサーチ&コンサルティング

過去の外国為替相場一覧表

http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past_3month.php

なお、外国の通貨の両替、精算に伴い発生する為替差損益についても、収支計算書に計上してください。

3. 助成対象経費の執行（競技強化実施要領第13条、基金実施要領第1

3条、くじ交付要綱第25条・くじ交付実施要領第12条）

① 諸謝金

（1）謝金支出支給規程の決定

謝金は、労務に対する対価を謝礼（報酬）として支出するものです。

※労務従事者を助成事業者が雇用する場合は賃金となります。

謝金を支給するに当たっては、あらかじめ、助成事業（活動）者において労務の内容等に応じて謝金の額を機関決定（謝金支給規程を作成）しておく必要があります。
謝金の額は、助成事業（活動）者による雇用でないため労務の内容や難易度等によって区分し決定します。

以下の事例は、労務内容ごとの区分方法です。

例1：実技指導者の指導レベル・指導内容によって区分する必要がある場合

⇒実技指導者、実技指導補助者*に区分しそれぞれ相応の単価を設定

※実技の相手役などではなく、ボール拾いなどに要する補助者は、運営スタッフ・単純労働等に区分し、相応の単価を設定する。

高校生対象の教室・・・有資格指導者 10,000 円/回（2h）

小学生対象の教室・・・無資格指導者 5,000 円/回（2h）

例2：講演講義の内容によって謝金の額を区分する必要がある場合

⇒講演、講義に区分しそれぞれ相応の単価を設定

講演・・・大学教授 30,000 円/回（2h）

講義・・・・・・高校教師 12,000 円/回（1h）

また、支給単位は、労務の実態に即した単位（月・日・時間・回など）を設定します。（交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」参照）

（2）労務の依頼・承諾

謝金の支給に当たっては、あらかじめ相手方に労務の依頼を行い、その承諾を得ます。（依頼文書の作成、承諾書・銀行振込依頼書の徴取）

(3) 労務の従事確認

謝金を支出するには、労務の実態が伴わなければなりません。労務の従事者が依頼した内容に沿って従事したことを確認（従事確認簿の作成）してください。

従事確認に当たっては、次のとおり取り扱います。

○ 大会の開催や合宿の実施等に従事する場合の従事確認

実施要項などにより、あらかじめ定めた従事者、従事内容、従事時間等が明確であり、かつ、実際にその通りに実施された場合は、実施責任者がその内容について証明することにより確認したものとみなします。

(4) 謝金の支払

謝金の支払は、(3)の労務の従事を確認後、労務従事者に対して原則、銀行振込により支払います。

なお、現金により支給しなければならない場合は領収書を徴取します。

ただし、以下に該当しないもので現金により支出する場合には、助成対象経費となりません。

○ スポーツ大会や発掘育成事業等の開催にあたり、謝金の支払の相手方（運営補助スタッフや選抜された競技者等）の出欠及び労務時間を当日に確認し、速やかに支払わなければならない場合

また、代理受領の場合は、あらかじめ委任状を徴取し、代理受領者へ銀行振込を行います。（代理受領者に支払後は、労務従事者が受領したことを確認する必要があります。（代理受領者への受領書の写しなどを徴取））

なお、以下の事例は、助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

○ 労務（従事）の確認ができない謝金・賃金の支出のケース

例：謝金の領収書は徴収されているが、従事者が労務した日時、時間数等が確認できない。

⇒必ず従事確認簿を作成すること。（マネジメントスタッフ等の謝金については、労務した日ごとに従事者及び監督者の確認を行ってください。）

○ JOC専任コーチ（専任コーチングディレクター、専任メディカルスタッフ、専任情報・科学スタッフ、ナショナルコーチ、アシスタントナショナルコーチ）等に対する謝金

また、以下の事例は、適切に手続きがなされていないと助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

- 労務従事者の労務時間が、当該労務以外の労務と重複しているケース

例：総合型地域スポーツクラブマネジャーが従事時間中にスポーツ教室の実技指導を行い謝金を受領した。

⇒助成対象経費は、クラブマネジャーとしての労務の従事に対する賃金のみとします。実技指導の謝金については、対象となりません。

- 助成事業（活動）者であるNPO法人等の代表者等構成員が助成対象経費として諸謝金等の支給を受けるケース

例：助成事業者である総合型地域スポーツクラブの代表者が、スポーツ教室の実技指導者として謝金を受領した。

⇒あらかじめ役員会議等において代表者に対する謝金を支給することについて機関決定の上、支給時には監事若しくは経理担当者（監事若しくは経理担当者が受給者の場合は代表者）の承認を得た上で処理を行ってください。

- 謝金の支払先（受領者）が従事者本人でないケース

例：コーチ5人分の謝金を代表者1名に支払（振込）した。

⇒代理受領を行う場合は、委任状を徴取するとともに、従事者本人が代理受領者から受領していることを確認（代理受領者宛の受領書の写しを徴取する等）してください。

（5）源泉徴収税の納付

所得税法第6条の規定により、給与や報酬等の支払をする者は、その支払に係る金額につき源泉徴収を行うことが義務づけられています。

源泉徴収を行う場合は、謝金等の支払金額から源泉徴収額を差し引いた金額を支給する旨、相手方に通知してください。また、助成事業に要する経費について源泉徴収を行った場合には、納税を証する書類を保管してください。

源泉徴収に関する取扱いは、所轄の税務署にお問い合わせください。

○国税庁ホームページ（タックスアンサー／源泉徴収税）

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/gensen.htm>

○所得税法（抜粋）

第四編 源泉徴収

第二章 給与所得に係る源泉徴収

（源泉徴収義務）

第百八十三条

居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第百八十五条

次条に規定する賞与以外の給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- 一 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額
 - イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第二の甲欄に掲げる税額
 - ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第三の甲欄に掲げる税額
- 二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第三の乙欄に掲げる税額

三 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第三の丙欄に掲げる税額

2 前項第一号及び第二号に規定する月割額又は日割額の意義その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 ※所得税法施行令第三百九条

第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収

(源泉徴収義務)

第二百四条

居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金 ※所得税法施行令第三百二十条

(徴収税額)

第二百五条

前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第七号に掲げる報酬若しくは料金又は契約金（次号に掲げる報酬及び料金を除く。） その金額に百分の十（同一人に対し一回に支払われる金額が百万円を超える場合には、その超える部分の金額については、百分の二十）の税率を乗じて計算した金額

○所得税法施行令（抜粋）

(日払の給与等の意義)

第三百九条 法第八十五条第一項第三号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）に規定する政令で定める給与等は、日雇い入れられる者が支払を受ける給与等（一の給

与等の支払者から継続して二月をこえて支払を受ける場合におけるその二月をこえて支払を受けるものを除く。)とする。

(報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)

第三百二十条 法第二百四条第一項第一号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。

講師等依頼文書（例）

平成 ○年 4月 1日

○ ○ ○ ○ 様

○○総合型地域スポーツクラブ

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年度○○教室講師について（依頼）

当クラブでは、平成○年度において標記教室を実施することとしております。

つきましては、貴方に実技指導の講師をお願いいたしたく、ご承諾いただきますようお願いいたします。

ご承諾の際は、別紙承諾書に記名・押印の上、ご返送くださいますよう重ねてお願いいたします。

なお、当クラブの規程に基づき、従事に係る謝金及び旅費を支給いたします。

[ご連絡先]

事務局 ○○

電 話 △△△△-△△-△△△△

承 諾 書 (例)

平成 年 4月 1日

〇〇総合型地域スポーツクラブ会長 殿

住 所

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

平成〇年4月1日付けで依頼のありました平成〇年度〇〇教室の実技指導講師について、承諾いたします。

銀行振込依頼書（例）

平成 年 月 日

〇〇総合型地域スポーツクラブ会長 殿

氏名.....印

銀行振込依頼書

私に支給される「謝金・旅費」は、下記の口座に振り込み願います。

記

郵便番号 ー

住所

連絡先電話番号 ー ー

(フリガナ)

(フリガナも必ず
ご記入下さい)

口座名義

(銀行に登録した

口座名義をご記入下さい)

金融機関名

銀行
信用金庫

支店
出張所

金融機関コード

店舗コード

預貯金種別

普通預金

当座預金

(登録口座の種別に○を付して下さい。)

口座番号

支払明細書（例）

平成 年 月 日

支払明細書

氏 名 殿

〒〇〇〇-〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

△△総合型地域スポーツクラブ

金 円也

下記の通り貴方の指定口座に 月 日にお振込み致します。

謝 金	円
源泉徴収額	円
差引支払額	円

※但し、 月 日開催 〇〇〇教室に係る実技指導謝金として

従 事 時 間 確 認 簿 (例)

事業名 平成〇年度〇〇ブロックタレント発掘合宿事業

開催期日 平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()

従 事 者		従事内容	従事時間		従事日数	謝 金 支給額	差引 支給額
所属・役職	氏 名		○日	8:00~17:00			
〇〇協会 役 員	〇〇〇〇	合宿参加	○日	8:00~17:00	2.5日	@10,000円 25,000円	源泉所得税 10.21% △2,552円 22,448円
			○日	8:00~17:00			
			○日	8:00~12:00			
〇〇協会 コーチ	〇〇〇〇	合宿参加	○日	8:00~17:00	2.5日	@10,000円 25,000円	源泉所得税 10.21% △2,552円 22,448円
			○日	8:00~17:00			
			○日	8:00~12:00			
〇〇協会 トレーナー	〇〇〇〇	合宿参加	○日	8:00~17:00	2.5日	@15,000円 37,500円	源泉所得税 10.21% △3,828円 33,672円
			○日	8:00~17:00			
			○日	8:00~12:00			
〇〇協会 総務部	〇〇〇〇	合宿参加	○日	8:00~17:00	2.5日	常勤職員	
			○日	8:00~17:00			
			○日	8:00~12:00			
〇〇医院 看護師	〇〇〇〇	合宿参加	○日	8:00~17:00	2.5日	@10,000円 25,000円	源泉所得税 10.21% △2,552円 22,448円
			○日	8:00~17:00			
			○日	8:00~12:00			

上記の通り実施したことに相違ありません。

平成 年 月 日 公益財団法人〇〇協会 実施責任者役職・氏名 印

従 事 時 間 確 認 簿 (例)

事業名 スポーツ教室の開催 (平成〇年4月分)

- ①健康体操 〇〇町体育館
 ②サッカー教室 〇〇小学校グラウンド
 ③バレーボール教室 〇〇中学校体育館

従 事 者		従事内容	従事時間		従事回数	謝 金	差 引
所属・役職	氏 名		(準備・片付けを含む)			支給額	支給額
〇〇町 体育指導委員	〇〇〇〇	健康体操	○日	9:00～11:00	3回	@3,000円 9,000円	源泉所得税 10.21% △918円 8,082円
			○日	9:00～11:00			
		実技指導	○日	9:00～11:00			
〇〇協会 コーチ	〇〇〇〇	サッカー	○日	13:00～15:30	3回	@3,000円 9,000円	源泉所得税 10.21% △918円 8,082円
			○日	13:00～15:30			
		実技指導	○日	13:00～15:30			
	〇〇〇〇	バレーボール	○日	19:00～21:00	3回	@3,000円 9,000円	源泉所得税 10.21% △918円 8,082円
			○日	19:00～21:00			
		実技指導	○日	19:00～21:00			

上記の通り実施したことに相違ありません。

平成 〇年 5月 1日 〇〇総合型地域スポーツクラブ会長 氏名 印

領 収 書 (例)

No. _____

領 収 書

公益財団法人〇〇協会会長 殿

金〇〇, 〇〇〇円也

但し、〇〇合宿参加謝金（平成〇年〇月分）として

[内 訳]

〇日、〇日、〇日、〇日、〇日 各1回 計5回

5回×@〇, 〇〇〇円=〇〇, 〇〇〇円

源泉徴収税（〇〇. 〇〇%） △ 〇, 〇〇〇円

差引支給額 〇〇, 〇〇〇円

平成 年 月 日 上記正に領収いたしました

(住所)

(氏名) ○ ○ ○ ○ 印

※源泉徴収税額については、所轄の税務署にお問い合わせのうえ、助成事業者において適切に納付してください。

代理受領委任状（例）

平成 年 月 日

委 任 状

〇〇総合型地域スポーツクラブ会長 殿

委 任 者

住 所

氏 名

印

私に支給される 謝金・旅費 の受領方を下記の者に委任いたします。

記

住 所

氏 名

※ 助成事業者は、受領者が代理受領者から受領したことを確認（受領者の受領書の写しを徴取する等）してください。

②旅費、渡航費、滞在費

※ 出発地（旅行者の自宅等）と用務地が同一市町村内又は片道 20km 未満の旅費は、助成対象経費となりません（クラブアドバイザー配置事業を除く）。

※ 旅行者に支給する旅費雑費（日当）は、助成対象経費となりません。（スポーツ振興基金助成金スポーツ団体選手強化活動助成、競技強化支援事業助成金重点競技強化活動助成における移動日に係る日当については、助成対象経費となります。）

（1）旅費支給規程の決定

旅費は助成事業（活動）者の構成員（役職員）や事業の実施のために依頼した講師等の用務遂行に伴う旅行に要する経費です。

旅費を支給するに当たっては、あらかじめ、助成事業（活動）者において旅費の支給規程を機関決定（旅費支給規程を作成）しておく必要があります。（交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」参照）

（2）旅行の命令・依頼

旅費の支給に当たっては、あらかじめ旅行の命令（又は依頼）を行い、助成事業（活動）に係る旅行であることを明確にしてください。（旅行命令書又は依頼文書*の作成、銀行振込依頼書の徴取）

※ 労務の依頼文書に用務先の所在地が記載されている場合は、旅行の依頼をしたものとみなします。

（3）旅費の支払

旅費の支払は、旅行者に対して旅行に要する経費を支給する旅費のほか、当該旅行者の旅行に係る交通費、宿泊費などの経費を助成事業（活動）者が旅行業者等との契約により支出するケースが考えられます。

旅費支給額の計算に当たっては、旅費支給額一覧表を作成してください。

ア 旅行者に旅費を支給する場合

i) 支払時期

旅行者に対する旅費の支給は、旅行前に概算額を支払い、旅行後に精算を行う方法と旅行者が実費を立て替えて旅行後に精算額を支払う方法があります。後者は旅行者の経済的負担を伴いますので、旅費の支給に当たっては、あらかじめ支払時期を旅行者に確認してください。

旅費の支払は、旅行者に対して原則、銀行振込により支払います。なお、現金により支給しなければならない場合は領収書を徴取します。

ただし、以下に該当しないもので現金により支出する場合には、助成対象経費となりません。

- スポーツ大会や発掘育成事業等の開催にあたり、旅費の支払の相手方（運営補助スタッフや選抜された競技者等）の出欠及び労務時間を当日に確認し、速やかに支払わなければならない場合

また、代理受領の場合は、あらかじめ委任状を徴取し、代理受領者へ銀行振込を行います。（代理受領者に支払後は、旅行者が受領したことを確認する必要があります。（代理受領者への受領書の写しなどを徴取））

ii) 旅費の計算

旅費支給額の算出に当たっては、以下について留意してください。

- 最も経済的な経路であることが優先されます。ただし、以下のような場合は、他の経路で算出することができます。
 - ・ 最も経済的な経路では、旅行時間又は運行時間の起因により用務開始時間に到着できない若しくは宿泊を伴う旅行となり経済的ではない。
 - ・ 最も経済的な経路では旅行時間の大きなロスとなる。
※個別にご相談ください。
 - ・ 出発時間が早朝となる又は到着時間が夜間となる。
（目安としては、発地最寄駅を 8:00 前に出発又は 20:00 以降に着地最寄駅に到着する旅行とします。）
 - ・ 他の用務の都合により、最も経済的な経路による旅行が困難である。
（この場合、他の用務地への到着時間、他の用務に係る旅費の支給状況について確認できる資料を提出してください。）
- 乗車券等（特に航空券）については、出来る限り割引料金により調達するよう旅行者に周知してください。

○ パック料金（交通費と宿泊料のセット料金）についての算出方法は、以下のとおり取り扱います。

- ・宿泊料相当額は、助成対象経費の上限額である 1 万円とし、交通費相当額は、パック料金から宿泊相当額 1 万円を差し引いた金額とします。

イ 助成事業（活動）者が旅行者等との契約により旅行代金を支出する場合

助成事業に係る旅行に要する経費において、旅行者に支給される旅費の全部又は一部について助成事業者が乗車券等の調達などを行う場合は、物品供給契約又は請負契約に基づいて処理します。

なお、助成事業（活動）者が公共交通機関から直接乗車券等を購入する場合で、見積書、納品書及び請求書を徴取することが困難な場合は、当該料金が記載された当該乗車券等の写しにより代えることができるものとします。※領収書は必ず徴取してください。

また、宿泊料について、ホテル等事業者と契約する場合は、以下のとおり取り扱います。

- i) ホテル等事業者において完了報告書の発行が困難な場合は、当該旅行者の復命書（又は報告書）をもって完了報告書に代えることができるものとします。
※見積書と請求書は必ず徴取してください。
- ii) ホテル等事業者との契約において前金払による契約によらざるを得ない場合は、精算書を徴取してください。
- iii) 公的宿舎等において宿泊料金表が定められており、見積書の徴取が困難な場合は、当該料金表をもって見積書の徴取に代えることができるものとします。

以下の事例は、適切に手続きがなされていないと助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

○ 旅費(交通費)の支給額が定額となっているケース

例：従事者に対する旅費を経路等にかかわらず、1 人一律 3, 000 円を支給した。

⇒旅費は実費弁償が原則であり、公共交通機関を利用することを前提としています。

定額で支給した場合は、出発地からの行程・距離・公共交通機関利用時

の金額をお知らせいただく必要があります。公共交通機関利用時の金額と支給した定額のどちらか低い方を対象経費とします。

○ 旅費の支払先（受領者）が旅行者本人でないケース

例：コーチ5人分の旅費を代表者1名に支払（振込）した。

⇒代理受領を行う場合は、委任状を徴取するとともに、旅行者本人が代理受領者から受領していることを確認（代理受領者宛の受領書の写しを徴取する等）

（4）旅行完了の確認

旅費を支出するには、旅行の実態が伴わなければなりません。旅行者が旅行を完了した場合は、復命書（又は報告書）を徴取してください。

ただし、スポーツ教室の実技指導や合宿参加に伴う旅行等、実際に用務地で労務を行ったことが従事確認簿等で確認できる場合は、省略できるものとします。

○ スポーツ振興基金助成金「スポーツ団体選手強化活動助成」、競技強化支援事業助成金「スポーツ団体重点競技強化活動助成」、スポーツ振興くじ助成金「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」において、栄養管理プログラムを行う場合の宿泊料について

標記助成事業を行う助成事業（活動）者において選手の栄養管理プログラムを実施する場合の宿泊料は、室料のみを対象経費とします。この場合、室料の金額が記載されている請求書等を徴取してください。※栄養管理された食費については、雑役務費に別途計上。

栄養管理プログラムを実施しない場合の食事代は、夕食及び翌日の朝食については、宿泊料金に含まれる場合は、助成対象経費となります。なお、昼食を支給する場合は、旅費雑費（日当）又は消耗品費となりますので、原則、助成対象経費となりません。

③スポーツ用具費、備品費、消耗品費

※ 備品費は、スポーツ振興くじ助成金「天然芝維持活動事業、ドーピング分析機器等整備事業、マイクロバスの設置」及びスポーツ振興基金助成金「能力育成教育」のみ助成対象経費となります。

※ 消耗品費は、スポーツ振興くじ助成金「天然芝維持活動事業、国民体育大会冬季大会開催支援事業、国際スポーツ会議開催事業、国際競技大会開催助成」、のみ助成対象経費となります。

(1) 物品の調達（購入）について

助成事業（活動）に必要な物品の調達（購入）に当たっては、次の点に留意してください。

- 調達物品は、当該年度の助成事業に必要な物品であること。（交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」参照）

※対象とならない例

- 事業計画にない物品を購入した。（想定していない事由により事業計画に記載のない物品を購入する必要がある場合は、その事由を付すことにより対象となる場合もあります。）
- 来年度以降の事業に使用する予定の物品を購入した。

- 物品の調達に当たっては、債務の履行（物品の納入）を確認する必要があることから、物品代金の支払いは、原則、後払で行うこと。

- 調達物品は、当該物品が必要となるプログラム実施前に納品されること。

※対象とならない例

- 助成事業者が所有している物品を当該プログラムに使用した後、使用数量分だけ補充する形で当該物品を購入した。

- 助成対象経費として取得した物品の価格（税込額）が1個又は1組2万円以上（使用することにより消耗するものを除く。）の物品は財産管理台帳により適切に管理すること。

なお、上記のうち、取得価格（税込額）が1個又は1組50万円以上の物品については、財産処分等に制限があること。

また、取得価格（税込額）が2万円未満の物品であっても、耐用年数が1年以上の物品及び助成事業者において管理する被服類については同様に管理すること。

（2）見積書の徴取

助成事業（活動）に必要な物品の調達（購入）に当たっては、あらかじめ当該物品の納入が可能な業者等に当該物品の品名・規格・数量・納期等を提示した上で、見積書を徴取します。

提示する品名・規格等は、特定のメーカー・規格の物品を取得しなければ事業の実施が困難な場合を除き、一定の品質・性能等を条件とした仕様書を作成して提示します。（取得価格（税込）が1品又は1組50万円未満の物品の購入で、契約金額が100万円未満の契約の場合は省略できます。この場合、品名・規格・数量等の明細が記載された見積書・請求書等を徴取してください。）

見積書は、経済的観点及び取得価格の妥当性等の観点から、なるべく二人以上の者から見積書を徴取してください。※特に100万円以上の契約を行う場合は、ホームページによる調達公告の上、見積合わせを行う等、助成対象経費の経済的・効率的執行に努めてください。

また、助成事業（活動）者の代表者等構成員が経営する企業又は個人事業所を相手方として物品供給契約を締結する場合には、利益相反防止の観点から、役員会等機関決定会議において承認の上、必ず二人以上の者から見積書を徴取し、競争（入札）を行ってください。

（3）契約の締結

（2）により徴取した見積書により、調達物品の見積金額が妥当であると判断した場合には物品供給契約を締結（契約書の作成）します。

契約書の作成は、100万円以下の契約の場合には省略できます。ただし、契約の締結に当たっては、あらかじめ物品供給契約に関する一般的な約定事項（例えば、物品供給契約基準）を提示する等、適切に行ってください。

なお、契約書を作成する代わりに請書（受注書）を徴取することも契約を証する書類として有効な手段となります。

物品供給契約の締結により、助成事業（活動）者が助成事業（活動）に要する経費の支出を負担する行為を行ったこととなります。したがって、立替払は原則対象となりません。

（４）調達物品の納入・検査

（３）の物品供給契約により契約の相手方（納入業者）が債務を履行（調達物品を納入）した際は、納品書を受領し調達物品の検収（検査調書の作成）を行ってください。

※検査調書の作成は、１００万円以下の契約の場合には省略可能です。

助成事業者が納入物品の検収を完了した時点で、契約の相手方は、当該契約に係る債務の履行を完了したことになります。

（５）請求書の受理

（４）の検収後、契約の相手方から物品代金請求書及び銀行振込依頼書（請求書に口座番号が記載されている場合を除く。）を受理します。

（６）物品代金の支払

（５）の請求書の受理後、契約の相手方の指定する銀行口座に代金を支払います。銀行振込に対応しておらず、やむを得ない事由により、現金払によらざるを得ない調達の場合は、領収書を徴取してください。正当な理由なく、現金払による支払を行った経費については助成対象経費となりません。

また、以下の事例は、適切に手続きがなされていないと助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

○ 必要物品の購入などの代金を私費等で立て替えたケース

例：担当者が消耗品をコンビニエンスストアで立替購入した。（証拠書類はレシートのみ）⇒立替払は、原則不可。

※ 助成事業者が助成事業に要する経費として負担したことが確認できる場合は、対象となりえます。

例：助成事業者（Ａ）が請負業者（Ｂ）と契約し、物品を購入した際の代金を契約の当事者ではない第三者（Ｃ）が立て替えた。

⇒立替払は、原則不可。

※ 助成事業者が助成事業に要する経費として負担したことが確認できる場合は、対象となりえます。

検査調書(例)

金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円

供給者 〇〇株式会社

品名 〇〇〇〇外(内訳明細は納品書のとおり)

契約 平成 年 月 日

納入 平成 年 月 日

検査 平成 年 月 日

上記の物品は、検査の結果契約書に相違なく納入されたことを確認する。

平成 年 月 日

検査員

役職

氏名

印

④借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費

※ 印刷製本費は、印刷業者等に請け負わせる経費のみ助成対象経費となります。

(助成事業者が自ら印刷・製本する場合の費用については、対象となりません。)

※ 通信運搬費は、原則、荷物運搬費のみ助成対象経費となります。

(総合型地域スポーツクラブ活動助成(アドバイザー配置事業を除く)又は被災地の総合型地域スポーツクラブ活動支援事業においては対象となりません。)

(1) 役務の提供について

借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費及び雑役務費は、会場賃借、大会プログラム印刷、荷物運搬、看板作成、会場設営、大会チケット販売業務等、助成事業(活動)に関する役務の提供(請負)に対する対価に要する経費です。

助成事業(活動)の実施に当たり、役務の提供を必要とする場合には、当該役務が履行可能な請負業者との契約により事業を実施します。

(2) 見積書の徴取

助成事業(活動)に必要な役務の実施に当たっては、あらかじめ当該役務の請負が可能な業者等に役務の内容・方法・履行期限等を提示した上で、見積書を徴取します。

提示する役務の内容・手法等は、出来る限り詳細な仕様書を作成して提示します。

(大会プログラムの印刷など軽微な契約の場合は省略できます。この場合、件名・仕様(手法)・数量等の明細が記載された見積書・請求書等を徴取してください。)

見積書は、経済的観点及び取得価格の妥当性等の観点から、なるべく二人以上の者から見積書を徴取してください。※特に100万円以上の契約を行う場合は、ホームページによる調達公告の上、見積合わせによる競争を行う等、助成対象経費の経済的・効率的執行に努めてください。

助成事業(活動)者の代表者等構成員が経営する企業又は個人事業所を相手方として役務請負契約を締結する場合には、利益相反防止の観点から、役員会等機関決定会議において承認の上、必ず二人以上の者から見積書を徴取し、競争(入札)を行ってください。

なお、公共施設等の利用料や郵便等公共料金において、利用料金表が定められてお

り、見積書の徴取が困難な場合は、当該料金表をもって見積書の徴取に代えることができるものとします。

(3) 契約の締結

(2) により徴取した見積書により、役務請負の見積金額が妥当であると判断した場合には請負契約を締結（契約書の作成）します。

契約書の作成は、100万円以下の契約の場合には省略できます。ただし、契約の締結に当たっては、あらかじめ請負契約に関する一般的な約定事項（例えば、製造請負契約基準）を提示する等、適切に行ってください。

なお、契約書を作成する代わりに請書（受注書）を徴取することも契約を証する書類として有効な手段となります。

(4) 完了報告・検査

(3) の請負契約により契約の相手方（請負業者）が債務を履行（役務を提供）した際は、完了報告書（製造請負等、仕様書に基づいた製造物を納入することにより債務の履行が完了する場合は、納品書をもって完了報告書とみなします。）を受領し、契約書及び仕様書に基づいて検収（検査調書の作成）を行ってください。

検査調書の作成は、100万円以下の契約の場合には省略できます。

助成事業者が役務内容の検収を完了した時点で、契約の相手方は、当該契約に係る債務の履行を完了したこととなります。

なお、公共施設等の利用や郵便等公共料金に係る完了報告書については、当該施設の利用日時において助成事業を実施したことが確認できる書類をもって代えることができるものとします。

(5) 請求書の受理

(4) の検収後、契約の相手方から請負代金請求書及び銀行振込依頼書（請求書に口座番号が記載されている場合は省略可。）を受理します。

(6) 請負代金の支払

(5) の請求書の受理後、契約の相手方の指定する銀行口座に代金を支払います。会場借料等で銀行振込に対応しておらず、やむを得ない事由により、現金払による契約によらざるを得ない場合は、領収書を徴取してください。正当な理由なく、現金払による支払を行った経費については助成対象経費となりません。

なお、以下の事例は、助成対象経費とならない場合がありますので、ご注意ください。

○ 会場使用料が占有利用とならないケース

例：一般利用者と同時に使用する状態で水泳教室を実施し、水泳プール利用料について、当日の参加者数分の利用料金を支払った。

⇒ 会場借料は、占有利用となる場合のみ助成対象経費となります。

○ 会場を年間契約等で借り上げる場合、当該利用金額の単価（1時間、1日当たり）が確認できないもの。

⑤賃金

※ スポーツ振興くじ助成金（総合型地域スポーツクラブマネジャー）、競技強化支援事業助成金（トップリーグ活性化のためのマネジメント機能強化活動従事者）のみ助成対象経費となります。

（１）雇用条件の決定

賃金は、助成事業（活動）を実施するために必要な人材（総合型地域スポーツクラブマネジャー等）の雇用について、雇用された者（労働者）の勤務（労働）に対する対価に要する経費です。したがって、労働者は、雇用期間において助成事業者に属し、その規律の下に労働を提供することとなります。※雇用の形態をとらない場合は、賃金の助成対象経費とはなりません。

助成事業（活動）を実施するために必要な人材を雇用するに当たっては、あらかじめ、助成事業（活動）者において勤務の内容や条件等に応じた報酬の額を機関決定しておく必要があります。

クラブマネジャーが兼職の場合は、クラブマネジャーとして従事している時間とその他の業務に従事している時間を明確に区分した上で、賃金の額を適切に設定する必要があります。

※その他の業務に従事している時間を対象経費として計上することはできません。

報酬の額は、労働の内容やその難易度とともに、雇用する労働者の履歴（学歴・職歴・経験年数等）を勘案して決定します。（諸手当（超過勤務手当、通勤手当など）についても助成対象経費に含まれます。）

また、報酬額の算出基礎となる支給単価は、勤務条件に即した単位（月・日・時間）を設定します。（交付実施要領別表「対象経費の基準等」参照）

（例）1日の勤務時間が短時間（概ね6時間以内） ⇒ 時給

1日8時間勤務だが、勤務日数は週4日以内 ⇒ 日給

1日8時間勤務、週休2日 ⇒ 月給

なお、支給単価の単位（時給、日給、月給）に関わらず、助成事業者において、交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」に定める基準を超える単価を定める場合においては、基準に定める単価で助成対象経費を算出します。

（例）時給 1,250 円の雇用条件で1日9時間勤務

⇒ 当該日の賃金は10,000円を助成対象経費の限度とする。

※健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などの事業主負担分は対象となりません。

※指定管理等の他事業を受託しているクラブが委託元から受託料を受け取っている場合は、他事業に従事している時間を対象経費として計上することはできません。

(2) 雇用

雇用は、(1)の勤務条件をホームページ等で公示し、履歴書による書類審査や面接などを実施して採用を役員会等で機関決定します。

採用予定者に採用の通知を行う際は、提示した雇用条件で採用となることについて、再度確認する必要があります(雇用契約の締結)。併せて賃金の支払に必要な銀行振込依頼書を徴取しておきます。

※雇用契約書に記載が必要な事項は以下のとおりです。

○労働契約の期間に関する事項

○期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

○就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

○始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

○賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

○退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

なお、労働条件の策定に当たっては、労働関係法令を遵守し決定してください。

(参考)厚生労働省最低賃金特設サイト <http://pc.saiteichingin.info/>

※団体代表者(理事長など)が、被雇用者(クラブマネージャーなど)になるような場合は、契約書の団体代表者は、代表者以外の代理の方を立てていただく必要があります。

(3) 勤務時間の管理

賃金を支出するには、労働者の勤務時間を管理する必要があります。毎出勤日に勤務の確認（作業日報の作成）をしてください。

勤務時間の確認に当たっては、勤務時間管理員（監督者）を定める等、適切に行ってください。

なお、助成金の額の確定に当たっては、勤務実態が支給基準に則していない場合、支給単価の割り戻し（月額を日額・時間額相当に変更して算出）により助成対象経費の限度額を算出します。

(4) 賃金の支払

賃金の支払は、(3)の勤務時間確認後、労働者に対して支給します。

支払は、必ず銀行振込としてください。（現金による支払の場合は助成対象経費となりません。）

また、毎月1回以上、一定期日に支払がなされていない場合は助成対象経費となりません。

なお、以下の事例は、助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

○ 労務（従事）の確認ができない賃金の支出のケース

例：賃金の領収書は徴収されているが、従事者が労務した日時、時間数等が確認できない。

⇒必ず作業日報を作成すること。

（労務した日ごとに従事者及び監督者の確認を行ってください。）

また、以下の事例は、適切に手続きがなされていないと助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

○ 兼職をしており、クラブマネジャーとして従事している時間とその他の業務に従事している時間が重複しているケース

例：総合型地域スポーツクラブマネジャーが月給の条件で雇用されているが、勤務時間内にクラブマネジャー業務に関わりのない大学運動部の非常勤コーチを行っているケース

⇒他の業務に従事している時間については、助成の対象となりません。

労務時間を明確に区分し、勤務実態に即した賃金単価を設定する必要があるります。

なお、上記の内容で実績報告が提出された場合は、勤務の実態が支給基準に則していないため、額の確定に当たっては、支給単価の割り戻し（月額を日額・時間額相当に変更して算出）により限度額を算出します。

○ 助成事業（活動）者であるNPO法人等の代表者等構成員が助成対象経費として賃金等の支給を受けるケース

例：助成事業者である総合型地域スポーツクラブの代表者が、クラブマネージャーとして賃金を受領した。

⇒ あらかじめ役員会議等において代表者に対する賃金を支給することについて機関決定の上、支給時には監事若しくは経理担当者（監事若しくは経理担当者が受給者の場合は代表者）の承認を得た上で処理を行う必要があります。

クラブマネージャー（正）の雇用条件（例）

〇〇総合型地域スポーツクラブ
平成〇〇年〇月〇日役員会決定

雇用期間	期間の定め有り 平成〇〇年 4月 1日から平成〇〇年 3月31日まで 更新可能性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
業務の内容	クラブのマネジメント、経理事務等
就業場所	〇〇クラブハウス内事務所
就業時刻 及び 休憩時間	基本就業時刻 9時 00分から 18時 00分まで [うち休憩時間60分]
休日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
所定外労働	所定外労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 → [月10時間程度]
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 初年度6ヶ月間継続勤務した場合 [10日] <input type="checkbox"/> 勤続6ヶ月以内の年次有給休暇・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 → [3ヶ月経過で1日]
賃金	基本賃金 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 月給 [180,000円] 所定外労働等に対する割増率 所定外 法定超 [125%] 所定超 [100%] 休日 法定休日 [135%] 法定外休日 [125%] 深夜 [25%] 賃金締切日支払日 [末日] 締切 [25日] 支払 賃金支払時に控除する費目 [社会保険、税金] 昇給： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [時期等：能力等に準じ、6ヶ月毎に団体規定内で昇給] 賞与： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 [時期等： 退職金： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 [
退職に関する事項	1 定年制（有（65歳）、無） 2 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続（規律違反等の場合、30日以上前に通告）
労働・社会 保険の適用	雇用保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険、健康保険

雇用契約書（例）

雇用期間	<input type="checkbox"/> 期間の定め無し 平成 年 月 日から <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定め有り 平成〇〇年 4月 1日から平成〇〇年 3月31日まで 更新可能性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
職 務	クラブマネジャー（正）				
業務の内容	クラブのマネジメント、経理事務等				
就業場所	〇〇クラブハウス内事務所				
就業時刻 及び 休憩時間	基本就業時刻 9時 00分から 18時 00分まで〔うち休憩時間60分〕				
休日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）				
所定外労働	所定外労働をさせることが <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 → 〔月10時間程度〕				
休暇	年次有給休暇 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>初年度6ヶ月間継続勤務した場合〔10日〕</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>勤続6ヶ月以内の年次有給休暇・ <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 有の場合 → 〔3ヶ月経過で1日〕</td> </tr> </table>	{	初年度6ヶ月間継続勤務した場合〔10日〕	}	勤続6ヶ月以内の年次有給休暇・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 → 〔3ヶ月経過で1日〕
{	初年度6ヶ月間継続勤務した場合〔10日〕				
}	勤続6ヶ月以内の年次有給休暇・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 → 〔3ヶ月経過で1日〕				
賃金	基本賃金 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 日 給 <input checked="" type="checkbox"/> 月 給 〔180,000円〕 所定外労働等に対する割増率 所定外 法定超 〔125%〕 所定超 〔100%〕 休日 法定休日 〔135%〕 法定外休日 〔125%〕 深夜 〔25%〕 賃金締切日支払日 〔末日〕締切 〔25日〕支払 賃金支払時に控除する費目 〔社会保険、税金〕 昇給： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔時期等：能力等に準じ、6ヶ月毎に団体規定内で昇給〕 賞与： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔時期等：〕 退職金： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔				
退職に関する事項	1 定年制（有（65歳）、無） 2 自己都合退職の手續（退職する30日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手續（規律違反等の場合、30日以上前に通告）				

※ 以上のほかは、当団体就業規則による。

平成〇〇年 〇月 〇日

（名 称）特定非営利活動法人〇〇スポーツクラブ

雇用主 （所在地）東京都新宿区〇〇10-1

（代表者名） 〇 〇 〇 〇 印

（住 所）東京都新宿区〇〇1-1-1

労働者

（氏 名） 〇 〇 〇 〇 印

平成 年 作業日報 (例)

役職：クラブマネジャー (正) 氏名：〇〇 〇〇 勤務時間 9:00~18:00

月	日 (月)	勤務時間	H	従事者印		監督者印	
:	~	:					
:	~	:					
:	~	:					
月	日 (月)	勤務時間	H	従事者印		監督者印	
:	~	:					
:	~	:					
:	~	:					
月	日 (月)	勤務時間	H	従事者印		監督者印	
:	~	:					
:	~	:					
:	~	:					
月	日 (月)	勤務時間	H	従事者印		監督者印	
:	~	:					
:	~	:					
:	~	:					
月	日 (月)	勤務時間	H	従事者印		監督者印	
:	~	:					
:	~	:					
:	~	:					
月	日 (月)	勤務時間	H	従事者印		監督者印	
:	~	:					
:	~	:					
:	~	:					

⑥会議費

※ スポーツ振興くじ助成金（国際スポーツ会議の開催及び国際競技大会の開催）のみ助成対象経費となります。

（１）会議費に支給する飲料等

会議費は、助成事業者以外の者（有識者等）を含む出席者による助成事業に関する各種会議において、出席者に支給する飲食物に要する経費です。

会議の開催時において支給する飲食物のうち、助成対象となるものは次に掲げるものとします。

ア 助成事業に係る会議 飲料（アルコール類を除く。）

イ アの会議のうち、午前及び午後を通して3時間以上実施するもの アの飲料及び弁当（会議出席者に支給する旅費の日当に昼食代相当分が含まれている場合を除く。）

（２）会議出席者数の確認

助成事業に係る会議を開催するに当たっては、会議構成員に会議開催の案内（会議出席依頼）を行い、あらかじめ出席者数を確認する必要があります。

（３）飲料等の購入（調達）

会議開催時に支給する飲料は、（２）の人数確認後、物品供給契約により調達します。なお、飲料等の調達ではなく、ケータリングサービス等を利用する場合は、会議出席者や提供時間帯等一定の仕様に基づいて適切に契約してください。

※ 助成事業者が所有している飲料を当該会議で支給し、会議終了後に調達したもののについては対象となりません。

（４）議事録の作成

会議終了後は、会議が開催されたことを証するため、次の事項について記載した議事録を作成してください。（議事録のない会議に係る会議費は、対象外経費となります。）

- ア 日時及び開会時間
- イ 場所
- ウ 出席者全員の所属・氏名
- エ 議事内容
- オ その他必要事項

⑦委託費（事務委任）

（１）委託について

委託費は、助成事業（活動）の一部又は全部を第三者に委任して実施する業務に対する対価に要する経費です。

委託契約は、助成事業（活動）者が求める役務（サービス）の成果について請け負わせる請負契約とは違い、当該業務の委任を受諾した者が自身の責任・管理のもとで当該業務を行うことについて契約するものです。

助成事業（活動）の実施に当たり、事業（活動）の一部又は全部を委任することにより、事業（活動）が効率的・効果的に実施できると判断した場合には、当該業務が履行可能な第三者との委託契約により事業（活動）を実施します。

なお、委託契約の形態ではなく、事業の一部について第三者（加盟団体等）に実施事務を委嘱して、事業（活動）完了後に所要経費を精算し弁済する場合も委託費として整理してください。

（２）事業計画書（又は企画書）の徴取

委託の実施に当たっては、あらかじめ当該役務の委託が可能な者に役務の内容・履行期限等を提示した上で、事業計画書（又は企画書）を徴取します。

業者等による企画競争の場合は、ホームページによる公告の上、内容及び金額による総合評価を行う等、助成対象経費の経済的・効率的執行に努めてください。

（３）契約の締結

（２）により徴取した事業計画書（又は企画書）により、当該役務の見積金額が妥当であると判断した場合には、当該金額を上限に委託契約を締結（契約書の作成）します。（委託契約は、当該業務の内容が委託によるものであることを証する必要があるため、契約書の作成は省略できません。）

委託契約書の作成に当たっては、受託者がスポーツ振興くじ（基金）助成金交付要綱及び同交付実施要領を遵守する旨記載してください。

(4) 完了報告・精算

(3) の委託契約により契約の相手方が業務の実施を完了した際は、完了報告書を受領し、委託した業務の内容及びそれに要した経費について、支出を証する書類により委託金額の額を確定します。確認後は、検査調書を作成してください。

なお、委託金額の額の確定が困難な場合は、助成対象経費とは認められません。

(5) 請求書の受理

(4) の額の確定後、契約の相手方から請求書及び銀行振込依頼書（請求書に口座番号が記載されている場合は省略可。）を受理します。

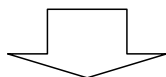
(6) 代金の支払

(5) の請求書の受理後、契約の相手方の指定する銀行口座に代金を支払います。

事業の一部を第三者に（事務）委任する場合の実施手順

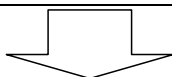
（例）タレント発掘事業をブロック別に実施する際日本協会から開催県協会へ事務委任する場合

① 日本協会（助成事業者）は、実施要項（各ブロックに共通する内容、期間、参加対象者、人数など）を作成。

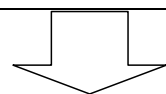


② 日本協会は、開催県協会（委任先）に対し、実施要項に基づいて事業計画書の作成を依頼。

※ 委任する事業に必要な経費のうち、日本協会が助成対象経費として計上する経費の基準等条件は、くじ助成金交付実施要領の別表の基準と一致させておくこと。

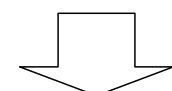


③ 日本協会は、県協会の事業計画書を精査し、必要経費の上限額をもって委嘱する。

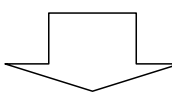


④ 県協会は事業を実施し、事業終了後、速やかに事業完了報告書を提出。

※経理関係書類（見積・納品・請求・受領書等）の作成・受領等は県協会名で行う。



⑤ 日本協会は、県協会の事業報告書及び経理書類を精査し、所要経費の額を確定の上精算（県協会に実費弁償額を支払）



⑥ 日本協会は、事務委任した部分を委託費として整理（一連の書類を内訳として添付）

※委託金の交付を受けた間接助成事業者が作成する収支決算報告（計画）書類は、交付実施要領別記様式の収支計算書（予算書）及び収支簿を用いること。ただし、事務委任に関する会計関係書類において、当該様式の必要事項が不足なく記載されている場合を除く。

委 託 契 約 書 (例)

《委託者氏名》（以下「甲」という。）と《受託者氏名》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（1）委託業務名

（2）委託業務の内容及び経費（別添）業務計画書のとおり

（3）委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

（4）委託金額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円）

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に105分の5を乗じて得た金額である。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、第1条（4）の金額を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添の業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金の納付は、免除する。

（契約保証金を納付させる場合）

第4条 契約保証金の額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金

額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

（業務の変更）

第8条 乙は、第45条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の彼此流用で、その流用額が各費目のいずれも〇割未満（費目の額の〇割が〇〇万円未満の場合は〇〇万円）及び費目内の種別間の彼此流用の場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（業務の廃止等）

第9条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託業務完了（廃止）報告）

第10条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から〇〇日以内又は〇月〇日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（検査）

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、業務の実施について検査するものとする。

（額の確定）

第12条 甲は、前条の検査終了後、委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。
- 3 甲は、第1項の額の確定後、乙に対して通知するものとする。

(実地調査)

第13条 第12条及び前条の検査又は調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第14条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

4 甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した延滞金を払わなければならない。

【成果報告書の提出を求める場合】

(成果報告)

第16条 乙は、第13条第3項の通知を受けたときは、その日から起算して〇〇日以内に又は委託業務の完了した日から〇〇日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書〇〇部を甲に提出するものとする。

【委託費により取得する設備備品等がある場合】

(資産の管理及び財産権の移転)

第17条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託業務により取得したものである旨を標示しなければならない。

3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を甲又は甲の指定する者に移転することができる。

4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

【個人情報を取り扱う場合】

(個人情報の取扱い)

第18条 乙は、甲から委託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託された個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託された個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

5 乙は、甲から預託された個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託された個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(成果の利用等)

第19条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果（乙に帰属する知的所有権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第21条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

【必要に応じて記載する】

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の〇〇に相当する額を請求することができる。

(不正行為等に対する措置)

第22条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第23条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第24条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第25条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第26条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があつたときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第27条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第28条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地
代表者
〈 氏 名 〉 印

(乙) 所在地
代表者
〈 氏 名 〉 印

(別 添)

業 務 計 画 書 (例)

I 委託業務の内容

1. 業務題目

※ 業務の趣旨・目的を明確かつ簡潔に記載

2. 業務の目的

※ 業務の目的を具体的に記載

3. 業務の期間

※ 原則、業務の開始予定年月日から終了予定年月日まで記載

4. 当該年度における業務実施計画

※ 業務の趣旨・目的が達成されるために必要な課題を具体的に記載

5. 業務実施体制

業務項目	実施場所	業務担当責任者

6. 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間
	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	平成 年 月 日～平成 年 月 日

7. 再委託に関する事項

(1) 再委託

- ① 再委託の相手方の住所及び氏名
- ② 再委託を行う業務の範囲
- ③ 再委託の必要性
- ④ 再委託金額 円

(2) 履行体制に関する事項

II 委託業務経費

別紙委託経費内訳表のとおり

III その他

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏 名	職 名	連絡先（TEL番号, FAX番号, メールアドレス）
（責任者）		
（事務担当者）		

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者（必ず記入すること）

事務担当者は、実際に窓口となる者（必ず記入すること）

<事業計画書の作成依頼（例）>

平成 年 月 日

〇〇県〇〇協会会長 殿

(公財)日本〇〇協会会長

〇 〇 〇 〇 印

平成〇年度タレント発掘事業に係る事業計画書提出について（依頼）

当協会では、このたび標記事業をスポーツ振興くじ助成事業として実施することとなりました。

つきましては、貴協会に〇〇ブロックの開催をお願いいたしたくご協力方よろしく願います。

事業の実施に当たり、お手数ですが、別添実施要項及びスポーツ振興くじ助成金交付実施要領に基づき別紙様式の事業計画書を作成し、〇月〇日までにご提出願います。

なお、提出された事業計画書を精査の上、貴協会に委嘱します。

また、事業実施完了後は、所要経費の額の確定を行い精算となります。

<添付書類>

平成〇年度タレント発掘事業実施要項

スポーツ振興くじ助成金交付実施要領

<事業計画書（例）>

平成〇年度タレント発掘事業 事業計画書

県協会名

開催日時	平成〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇） 〇日間								
場 所	〇〇青年の家 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇								
参加対象者	<table> <tr> <td>県内高校選抜選手</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>日本協会役員・コーチ</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>県協会役員・コーチ</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>130名</td> </tr> </table>	県内高校選抜選手	100名	日本協会役員・コーチ	5名	県協会役員・コーチ	25名	計	130名
県内高校選抜選手	100名								
日本協会役員・コーチ	5名								
県協会役員・コーチ	25名								
計	130名								
計画の内容	<p><〇月〇日（第1日目）></p> <p>午前</p> <p>午後</p> <p>夜</p> <p><〇月〇日（第2日目）></p> <p>午前</p> <p>午後</p> <p>夜</p> <p><〇月〇日（第3日目）></p> <p>午前</p> <p>午後</p> <p>夜</p>								
所要経費	別紙収支計画表のとおり								

<委嘱通知書（例）>

平成 年 月 日

〇〇県〇〇協会会長 殿

(公財)日本〇〇協会会長

〇 〇 〇 〇 印

平成〇年度タレント発掘事業の委嘱について（通知）

このことについて、貴協会に下記のとおり委嘱しますのでよろしくお願ひします。

なお、事業実施の際は、スポーツ振興くじ助成金交付実施要領に従い、遺漏のないよう十分ご留意願ひします。

また、お手数ですが、別紙承諾書に記名押印の上、ご返送くださいますようお願いしませう。

記

委嘱金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円

委嘱期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

実施内容 実施計画書のとおり

その他 事業実施後は、速やかに事業完了報告書及び支出証拠書類を提出のこと。

<承諾書（例）>

平成 年 月 日

承 諾 書

(公財)日本〇〇協会会長 殿

〇〇県〇〇協会

会長 〇 〇 〇 〇 印

平成〇年〇月〇日付けで委嘱のありました平成〇年度タレント発掘事業については、事業計画書のとおり実施いたします。

<事業報告書（例）>

平成〇年度タレント発掘事業 事業完了報告書

県協会名

開催日時	平成〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇） 〇日間								
場 所	〇〇青年の家 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇－〇								
参加対象者	<table> <tr> <td>県内高校選抜選手</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>日本協会役員・コーチ</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>県協会役員・コーチ</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>130名</td> </tr> </table>	県内高校選抜選手	100名	日本協会役員・コーチ	5名	県協会役員・コーチ	25名	計	130名
県内高校選抜選手	100名								
日本協会役員・コーチ	5名								
県協会役員・コーチ	25名								
計	130名								
実施内容及び所見等	<p><〇月〇日（第1日目）></p> <p>午前</p> <p>午後</p> <p>夜</p> <p><〇月〇日（第2日目）></p> <p>午前</p> <p>午後</p> <p>夜</p> <p><〇月〇日（第3日目）></p> <p>午前</p> <p>午後</p> <p>夜</p>								
所要経費	別紙収支計算書のとおり								

<額の確定通知書（例）>

平成 年 月 日

〇〇県〇〇協会会長 殿

(公財)日本〇〇協会会長

〇 〇 〇 〇 印

平成〇年度タレント発掘事業の額の確定について（通知）

平成〇年〇月〇日付けで委嘱しました標記事業については、下記のとおり委嘱金額の額を確定しましたので通知します。

なお、未払金額については、指定口座にお支払いいたします。

記

確定金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円

⑧補助金、交付金

- ※ スポーツ振興くじ助成金（国民体育大会冬季大会開催支援事業、タレント発掘・一貫指導育成事業（スポーツクラブへの支援事業））のみ助成対象経費となります。

（１）間接助成事業者に対する補助金等の交付について

補助金及び交付金（これらに類するものを含む。以下「補助金等」といいます。）は、間接助成事業者に対する補助金等の交付に要する経費です。

（２）補助金等の交付要綱の作成

間接助成事業者に対する補助金等の交付に当たっては、あらかじめ交付要綱を定める必要があります。

なお、補助金等の交付の際は、スポーツ振興くじ助成金交付要綱第5条から第24条までの規定に準じて条件を付さなければなりません。

また、交付要綱の作成に当たっては、以下の点に留意し作成してください。

- 助成事業者が実績報告を行う際、助成事業に要した経費の支出を証する書類とともに、間接助成事業者に交付する補助金等に係る補助対象経費の支出を証する書類（くじ交付実施要領第12条第2号に規定する書類）を提出することとなること。
- 助成事業者が実績報告を行う際、間接助成事業者に交付する補助金等の額の確定が困難な場合は、助成対象経費として認められないこと。
- 支出を証する書類の保存制限期間中に間接助成事業者が解散する場合は、助成事業者が当該書類を引き継いで保存すること。

（３）補助金等の交付決定

補助金等の交付決定は、（２）の補助金交付要綱に基づいて行ってください。

なお、補助金等の交付要綱にスポーツ振興くじ助成金交付要綱第5条から第24条までの規定に準じた規定を盛り込まなかった場合は、交付決定の際、上記条件を付さなければなりません。

(4) 補助金等の額の確定

助成事業者は、間接助成事業者が当該事業を完了し実績報告を行った後、補助金等の額の確定を行います。

なお、助成事業の実績報告は、助成事業終了後30日以内又は助成年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日となっていることから、当センターに実績報告を行う際には、補助金等を確定している必要があり、補助金確定通知書をご提出いただくことが必須となります。

(5) 補助金等の交付（支払）

(4) の額の確定後、確定額を間接補助事業者に交付（支払）します。

額の確定前に概算払を行う場合は、(2)の交付要綱に規定の上、間接補助事業者の事業計画に応じた金額を支出します。この場合、額の確定後、精算が必要となります。また、助成対象経費は額の確定額となりますので、額の確定が完了しない場合は助成対象経費と認められません。

当センターからの助成金確定後に、補助金等の確定額の変更をすることはできません。

⑨工事費、附帯設備費、設計監理費

※ スポーツ振興くじ助成金（大規模スポーツ施設整備助成、地域スポーツ施設整備助成）のみ助成対象経費となります。

（１）工事請負契約について

工事請負契約を行うに当たっては、以下の規定等を参考にして適切に実施してください。なお、スポーツ団体に対する助成金の交付の決定に当たっては、助成金交付契約書を締結し、原則として、競争（入札）により請負契約を締結することを義務づけています。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則
- 文部科学省発注工事請負等契約規則
- 文部科学省工事請負契約基準

また、スポーツ団体においては、工事請負契約を締結するに当たり、次の点に留意してください。

- 施設整備については、法人として決定を要する事項は理事会に諮ってください。それ以外の事項についても遺漏無く理事会に報告してください。

理事会で審査する事項の例	設計事務所の決定、入札の方法、指名競争入札の場合指名業者の承認、見積書提出期間の決定、施工業者の決定、契約決定等
それ以外の事項の例	入札の予定価格の決定（契約担当者の権限であるため）等

※ 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成してください。

- （１）日時及び場所
- （２）理事総数、出席者数及び出席者氏名
- （３）審議事項
- （４）議事の経過の概要及び議決の結果
- （５）議事録署名人の選任に関する事項

また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をおこなってください。

○ 法人の理事が役員をしている業者及び理事の親族（二親等以内の血族、配偶者、一親等の姻族）が役員をしている業者については、入札に参加させないこと。また、法人の理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている場合に、建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるため、当該契約の入札参加基準等に係る議事の議決には加わることができません。（議事録に退場した旨を明記すること。）

（２） 附帯設備費について ※大規模スポーツ施設整備助成のみ助成対象経費となります。

附帯設備費は、当該工事に附帯して整備する設備（交付要綱等に規定する物に限る。）を調達する経費です。ただし、施設に常時固定して使用する物（エアコン、ブラインド等）については、当該施設の附帯設備となります。（財産管理上は、当該施設の取得価格に計上することとなります。）

附帯設備費の調達に当たっては、3. ③の手順に沿って行ってください。また、取得した設備は、4. により適切に管理する必要があります。

（３） 設計監理費について

設計監理費は、（１）の工事に係る実施設計費及び工事の施工に係る設計監理に要する経費です。自ら正確かつ詳細な設計図書の作成及び適切な工事監理ができる場合を除き、原則として専門業者に業務を委託し、責任を持って当該業務を履行させてください。なお、助成対象経費の算出は、（１）の工事に係る助成対象経費と助成対象外経費との按分により行います。

※ 施設の整備に対し求める仕様を、正確に提示できない場合には、受け取る側の認識にばらつきが生じることとなり、業務に係る経費を正確に算定できず、公正な価格競争が確保されないこととなります。また、競争に参加する業者に対しては、必ず同一の仕様を提示する必要があります。正当な競争が確保されていないと判断された場合には、事業の実施後であっても、交付決定の取消しとなる場合もありますので、トラブルを防ぐためにも設計及び工事監理については専門業者に業務を委託

するよう努めてください。

※ 助成年度の前年度以前に支出した経費は、原則助成対象経費となりません。

(4) 業者の選定について

設計監理業者・工事施工業者の選定については、3者以上の入札の実施を原則とします。（ホームページ等に入札公告を掲載するなどしてください。）ただし、以下の場合には見積合せて業者選定を行うことができるものとします。

- 1 あらかじめ理事会等で発注内容（仕様）・見積書の提出期間を定めておくこと
- 2 工事予定価格を契約担当者があらかじめ作成すること
- 3 100万円以上の契約の場合、3者以上の見積書を徴収すること（見積書の提出業者間に親会社、子会社、親族企業等の関係があるものは認められません。）
- 4 提出期間中に提出のあった見積書を査定し、理事会等で施工業者を決定すること

※ 工事予定価格を超えた場合には、設計図書の見直しや、最低見積金額の提出施工業者と契約金額の交渉をしてください。

※ 設計監理業者及び工事請負業者については、法人の理事が役員をしている業者及び理事の親族（二親等以内の血族、配偶者、一親等の姻族）が役員をしている業者との契約は認められません。

※ 設計監理業者及び工事請負業者は別業者としてください。設計監理業務を工事請負業者内の一部門に請け負わせることは認められません。

■入札の大まかな流れ（一例）

- 整備する施設の仕様、整備内容の検討、決定（発注者）
- 基本設計、詳細設計、実施設計（設計事務所委託）
- 予定価格作成→入札公告（HPに掲載など）→設計図書、入札要綱等配布（発注者）
- 工事業者現地視察等→質疑応答（入札希望業者）
- 入札、開札→施工業者決定→工事請負契約締結→工事着工

(5) 工事の完了・検査

工事契約により契約の相手方（施工業者）が債務を履行した際は、完了届を受領し、完了の検査（検査調書の作成）を行ってください。

※検査調書の作成は、100万円以下の契約の場合には省略が可能です。

助成事業者が工事の完了検査をした時点で、契約の相手方は、当該契約に係る債務の履行を完了したことになります。

(6) 設計監理費・工事費の支払について

助成金の適切な管理の観点から、設計監理費・工事費の支払は、銀行振込とします。助成金等助成事業に係る収入の受入れ、業者への支払等は、助成事業専用口座から行ってください。（地方公共団体を除く。）

(7) その他

- ・ 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止します。
- ・ 施設整備助成事業を行うスポーツ団体については、交付決定時に助成対象者と当センターとの間で「助成金交付契約」を締結します。契約の締結に際しては必ず理事会での承認を得ることとします。

4. 財産管理（競技強化交付要綱第18条及び19条・競技強化実施要領第12

条、基金交付要綱第19条及び20条・基金実施要領第12条、くじ交付要綱第20条及び21条・くじ交付実施要領第11条）

（1）財産の管理等

助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」といいます。）は、助成事業（活動）の実施期間中はもとより、事業（活動）完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

上記に沿った管理・運用が行われていない場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還や加算金を求める場合があります。（助成年度終了後も適用されます。）

（2）財産処分の制限

取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、処分制限期間内において当センターの承認なく助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはなりません。

上記の処分制限期間とは、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号）」を準用します。

主な処分制限期間は以下のとおりです。なお、天然芝については、その他の緑化施設及び庭園とみなします。

○住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用の建物

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
・れんが造、石造又はブロック造	38年
・金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	34年
・金属造（骨格材の肉厚が3mmを超えるもの）	27年
・金属造（骨格材の肉厚が3mm以下もの）	19年
・木造又は合成樹脂造	22年

・木造モルタル造	20年
・簡易建物（木製主要柱が10mm角以下のもの）	10年
・簡易建物（掘立造のもの及び仮設のもの）	7年
○競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用の構築物	
・スタンド（主として鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造）	45年
・スタンド（主として鉄骨造）	30年
・スタンド（主として木造）	10年
・屋外照明設備	10年
・ネット設備	15年
・野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他土工施設	30年
・水泳プール	30年
・その他のもの（児童用以外で主として木造のもの）	15年
・その他のもの（上記以外）	30年
○緑化施設及び庭園	
・その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20年
○その他の構築物	
・合成樹脂造のもの	10年
○車両及び運搬具	
・自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）（小型車及び貨物自動車以外）	6年
○器具及び備品	
・電子計算機器	4年
・試験又は測定機器、撮影機	5年
○娯楽又はスポーツ器具及び興業又は演劇用具	
・スポーツ器具	3年
・その他のもの（主として金属製のもの）	10年
・その他のもの（上記以外）	5年
○機械及び装置	
・ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	5年

(3) 財産管理台帳の作成・保存

取得財産等の管理は、財産管理台帳（交付要領別記様式）により行います。

財産管理台帳の作成に当たっては、以下の点に留意してください。

○ 次に掲げる取得財産等は、財産管理台帳に記入すること。

ア 地域スポーツ施設整備助成に係る財産

イ 1個または1組の物品の取得価格が2万円以上の物品（使用することにより消耗するものを除く。）

ウ 耐用年数が1年以上の物品

エ ユニフォーム等の被服類で助成事業者が管理して使用する物品

オ その他、管理が必要な取得財産等

○ 取得財産等は、建物・構築物等にあつては処分制限年限別に、物品にあつては1個又は1組ずつ記入すること。

(4) 財産処分の申請・承認

(2)の財産処分制限年限経過前に、当該取得財産等を処分する必要が生じたときは、あらかじめ財産処分承認申請書（交付実施要領別記様式）を提出し、センターに承認を得る必要があります。

センターは、財産処分の承認に当たり、申請の内容により、以下の条件を付して承認を行う場合があります。

○ 当該取得財産等に係る助成金交付額に処分制限年限に対する残存年数の割合を乗じて得た額（以下「条件額」という。）の納付

（例）財産処分制限年限10年、助成金交付額1000万円、取得後7年経過の場合の納付額

$$1000万円 \times (10年 - 7年) \div 10年 = 300万円$$

○ 当該取得財産等を処分することにより収入がある場合における当該収入に助成割合（助成金交付額を当該取得価格で除して得た割合）を乗じて得た額が条件額を上回るときの差額の納付

（例）財産取得価格1500万円、助成金交付額1000万円、財産処分制限年限10年、助成金交付額1000万円、取得後7年経過の取得財産を売却するとき売却益見込額が600万円の場合の納付額

条件額 $1000\text{万円} \times (10\text{年} - 7\text{年}) \div 10\text{年} = 300\text{万円}$

算出額 $600\text{万円} \times (1000\text{万} \div 1500\text{万円}) = 400\text{万円}$

差 額 $400\text{万円} - 300\text{万円} = 100\text{万円}$

※ この場合の納付総額は、400万円（条件額と差額を合算した額）となります。

財産処分の承認に当たっては、補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について(平成20年4月10日付財計第1087号補助金等適正化中央連絡会議長通知)における補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認についてを準用し、概ね10年を経過した取得財産等について一定の要件のもとに財産処分を行う場合については、助成目的を達成したものとみなすこととします。また、概ね10年経過前であっても、災害による損壊等助成事業者の責に帰することのできない事由による財産処分や市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分についても同様に取り扱うこととします。